

【東条訪問看護ステーション重要事項説明書】

1 当事業所が提供する訪問看護ステーションについての相談窓口

電話 04-7093-5438

サービス担当責任者 小粒 佳子

(平日：午前 8 時30分～午後 5 時00分 土曜：午前 8 時30分～午後12時00分)

東条病院 医療相談課 電話 04-7092-1207 担当 平馬 美紀

(平日：午前 8 時30分～午後 5 時00分 土曜：午前 8 時30分～午後12時00分)

2 訪問看護ステーションの概要

(1) 指定事業者番号及びサービス提供地域

事業所名	東条訪問看護ステーション
事業の種類	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護
所在地	千葉県鴨川市広場1665番地
介護保険指定事業者番号	千葉県 1263990041
サービスを提供する地域	鴨川市、南房総市、君津市

※上記地域以外の方も希望の方はご相談ください。

(2) サービス提供時間帯

平日	午前 8 時30分～午後 5 時00分
土曜日	午前 8 時30分～午後12時00分

(営業をしない日 毎週日曜日、祝日、12月30日～1月3日)

3 利用料金

(1) 訪問看護費

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

(1割負担の場合)

	基本料金 (介護保険適応外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分
30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間半未満	11,280円	1,128円

(2割負担の場合)

	基本料金 (介護保険適応外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分
30分未満	4,710円	942円
30分以上1時間未満	8,230円	1,646円
1時間以上1時間半未満	11,280円	2,256円

(3割負担の場合)

	基本料金 (介護保険適応外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分
--	-------------------	-----------------

30分未満	4,710円	1,413円
30分以上1時間未満	8,230円	2,469円
1時間以上1時間半未満	11,280円	3,384円

(3) 介護予防訪問看護費

(1 割負担の場合)

	基本料金 (介護保険適応外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分
30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間半未満	10,900円	1,090円

(2 割負担の場合)

	基本料金 (介護保険適応外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分
30分未満	4,510円	902円
30分以上1時間未満	7,940円	1,588円
1時間以上1時間半未満	10,900円	2,180円

(3 割負担の場合)

	基本料金 (介護保険適応外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担分
30分未満	4,510円	1,350円
30分以上1時間未満	7,940円	2,382円
1時間以上1時間半未満	10,900円	3,270円

	1 割	2 割	3 割
サービス提供強化加算	6 円/回	12円/回	18円/回
緊急時訪問加算 (24時間体)	574円/月	1,148円/月	1,722円/月
特別管理加算 (厚生大臣が定める特別な状態にある人)	500円/月 250円/月	1,000円/月 500円/月	1,500円/月 750円/月
ターミナルケア (訪問後24時間以内に自宅で死亡した場合)	2、500円	5、000円	15,000円
初回加算 (退所、退院当日訪問)	350円/初回時	700円/初回時	1,050円/初回時
初回加算 (退所、退院翌日以降訪問)	300円/初回時	600円/初回時	900円/初回時
口腔連携強化加算	50円/回	100円/回	150円/回
夜間早朝加算	所定単位数の100分の25	所定単位数の100分の25	所定単位数の100分の25
深夜加算	所定単位数の100分の50	所定単位数の100分の50	所定単位数の100分の50

複数名加算	30分未満	254円/回	508円/回	762円/回
	30分以上	402円/回	804円/回	1,206円/回
長時間訪問看護加算		300円/回	600円/回	900円/回
退院時共同指導加算 (退院又は対処時に共同で指導を行った場合)		600円/退院退所時	1,200円/退院退所時	1,800円/退院退所時
死亡処置 (介護保険外実費)		13,200円 (税込)	13,200 (税込)	13,200円 (税込み)

ただし介護保険の場合でも、保険料の滞納などにより法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日_____市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

運営規定に定めている通常のサービス提供地域を超えてサービスを提供する場合で、中山間地域などサービスを提供する場合に5%を加算。

(2) 交通費

サービスを提供する地域と中山間地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は交通費の実費が必要です。

15km超20kmまで	550円 (税込)
20km超30kmまで	770円 (税込)
30km超	1,100円 (税込)

(3) その他

- ① 記録の複写費は実費必要です。
- ② 料金のお支払方法

訪問時にその都度お支払いください。領収書を発行致します。

4 サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

かかりつけの医師又は訪問看護ステーション・居宅支援事業者にご相談の上お申し込みいただいた後、サービス内容・訪問回数等を事前に話し合った上でサービスの提供を開始いたします。なおご利用者の病状等によりサービス内容、訪問回数の変更がある場合もあります。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス内容

- ・病状の観察 (体温、脈拍、呼吸、血圧等)
- ・身体の清潔 (清拭、入浴介助)
- ・排泄のお世話
- ・床ずれの予防、処置
- ・リハビリ訓練
- ・膀胱留置カテーテルの管理
- ・経管栄養カテーテルの管理
- ・意志の指示内容
- ・その他 介護相談、指導など

(3) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・3ヶ月以上一度も利用がなかった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分及び要支援区分が非該当（自立）と認定された場合

※この場合条件を変更し再度契約することができます。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などにたいして社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などがサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 緊急時の対応方法

営業時間内は訪問看護ステーションにご連絡ください。 **04-7093-5438**

営業時間、営業日以外は以下の電話へご連絡ください。 **090-4018-2369**

6 サービス内容に関する苦情

- ① 訪問看護ステーションに関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。

訪問看護ステーション 責任者 小粒 佳子 **04-7093-5438**

東条病院 医療相談室 担当 平馬 美紀 **04-7092-1207**

- ② 外部苦情申し立て機関

鴨川市地域包括センター **04-7093-1200**

- ③ その他

担当の介護支援専門員または市町村の苦情相談室窓口等に苦情を伝えることもできます。